



夜中に騒いでいる!

旅行者が頻りに出入りしている!



# 違法民泊かな?

と思ったら...



※「違法民泊」とは民泊サービスを実施するためには、旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の手続きが必要です。こうした手続きをせずに無断で実施している民泊サービスは、違法民泊（旅館業法違反）です。

無許可・無届民泊は旅館業法違反!!  
6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金

## 標識例

住宅宿泊事業（民泊）  
Private Lodging Business



届出済  
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日

岡山県知事

## 違法民泊の判断ポイント

1、2 のどちらにも該当しない場合は、違法民泊の可能性が高いと考えられます。

### 1 住宅宿泊事業法の届出をしている場合は...

#### ● 標識 (右図) の掲示

住宅宿泊事業の届出住宅は、「標識」を門扉、玄関等に掲示している。

この標識が目印!

#### ● HPで公表

岡山県（岡山市、倉敷市を除く）では、受理した届出住宅の「届出番号」と「住宅の所在地」を公表している。

県HPから検索できます▶

住宅宿泊事業

検索



こちらから  
確認  
できます

### 2 旅館業法の許可を得ている場合は...

#### ● 許可書の掲示

旅館業の営業許可を得ている施設は、「許可書」を施設内に掲示している。

今すぐチェック!!



©岡山県「ももっち」

©岡山県「うらっち」

通報・相談先は裏面をご確認ください→



岡山県

# 通報・相談窓口

違法民泊が疑われる事案を見つけた場合は、  
管轄保健所等にご連絡ください。



## 県保健所

平日8:30~17:15

### 1 備前保健所衛生課

**管轄** 玉野市 瀬戸内市 吉備中央町  
備前市 赤磐市 和気町

TEL **086-272-4038**

### 5 美作保健所衛生課

**管轄** 津山市 鏡野町 美咲町 久米南町  
美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村

TEL **0868-23-0115**

### 2 備中保健所衛生課

**管轄** 総社市 早島町 笠岡市 井原市  
浅口市 里庄町 矢掛町

TEL **086-434-7026**

( 岡山市、倉敷市内の事案は、  
各市にお問い合わせください。 )

### 3 備北保健所備北衛生課

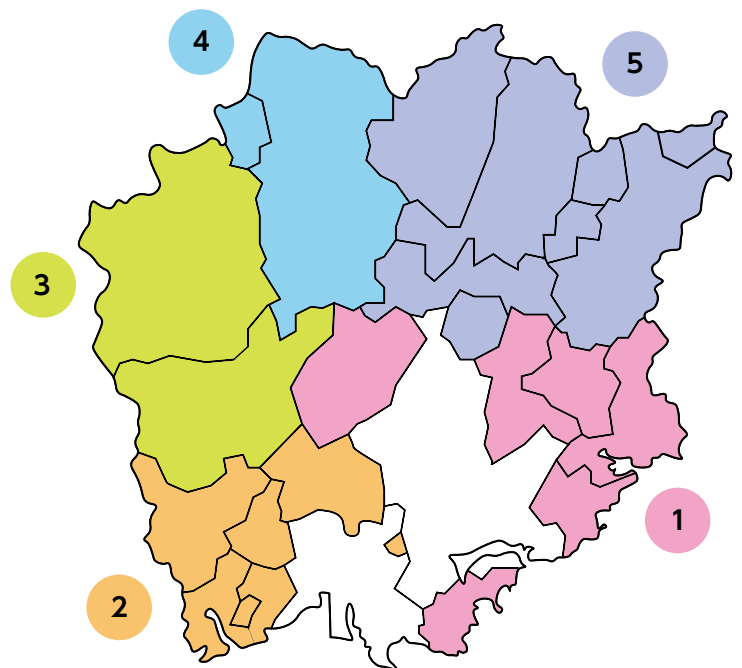
**管轄** 高梁市 新見市

TEL **0866-21-2838**

### 4 真庭保健所真庭衛生課

**管轄** 真庭市 新庄村

TEL **0867-44-2918**



## 観光庁民泊制度コールセンター

毎日9:00~22:00

よい みんなく  
TEL **0570-041-389**

お気軽に  
お問い合わせ  
ください

